

平成29年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

しかしながら、平成28年の滋賀県内における労働災害の発生状況は、休業4日以上の死傷災害が1,354人と17年ぶりに4年連続で減少したものの、死亡災害は15人と過去最少であった平成27年の8人から大幅な増加となった。また、平成29年においては、休業4日以上の死傷災害、死亡災害ともに前年同時期を上回って推移しており、第12次労働災害防止推進計画の目標達成が厳しい状況にある。

このような状況から、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を開催し、工事等の発注者、荷主、機械や化学物質の製造者、労働者を支える家族等も含め、広く滋賀県民に産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 実 施 期 間

滋賀県産業安全の日 11月15日

準備期間 11月1日～11月14日

改善期間 11月16日～11月30日

無災害運動期間 11月1日～11月30日

3 主 唱 者

滋賀労働局・各労働基準監督署

4 協 賛 者

滋 賀 県

日本労働組合総連合会 滋賀県連合会

一般社団法人 滋賀経済産業協会

公益社団法人 滋賀労働基準協会

建設業労働災害防止協会 滋賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部

一般社団法人 日本ボイラ協会 京滋支部

一般社団法人 日本クレーン協会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 滋賀県支部

5 実施者

滋賀県内の各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報、啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- (4) 実施者の実施事項についての指導援助

7 実施者の実施事項

(1) 準備期間中に実施する事項

- ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板の等の掲示
- ② 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
- ③ 安全基準や安全作業標準の総点検
- ④ リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）

(2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表明
- ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
- ③ 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知

(3) 改善期間中に実施する事項

- ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
- ② 安全基準や安全作業標準の周知及び順守状況の確認

(4) 無災害運動期間中に実施する事項

- ① 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた安全衛生活動
- ② メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立、健康アクション宣言等への参加等、労働者の健康確保対策